

「四国地方ダム等管理フォローアップ委員会」 規 約

(名 称)

第1条 本会は、「四国地方ダム等管理フォローアップ委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

(設置者)

第2条 委員会は、四国地方整備局長及び独立行政法人水資源機構関西・吉野川支社吉野川本部長（以下「四国地方整備局長等」という。）が設置する。

(目 的)

第3条 委員会は、「ダム等の管理に係るフォローアップ制度の実施について」（平成14年7月24日国河環第32号国土交通省河川局長通達）に基づき、四国地方の国土交通省直轄及び水資源機構所管のダム、堰（以下「ダム等」という。）の管理及び試験湛水中のダムについて、管理状況のよりの確な把握ならびに環境への影響等の調査（以下「フォローアップ調査」という。）及び結果の分析と評価を、一層客観的、科学的に行い、当該ダム等の適切な管理に資するとともにダム等の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

(委員会)

第4条 委員会は、委員10名程度で組織し、専門的知識を有する者、その他適当と認める者のうちから四国地方整備局長等が委嘱する。

- 2 委員の任期は5年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任されることができる。
- 4 委員会には委員長を置くこととし、委員長は委員間の互選によってこれを定める。
- 5 委員長は会務を総理する。
- 6 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 7 特定のダム等に関するフォローアップ調査について検討を行う必要がある場合には、当該ダム等ごとに部会を設置するとともに、学識経験を有する特別委員を置くことができる。なお、部会による審議を委員会の審議にかえるものとする。
- 8 部会の議事運営は、本条第1項を除き、本規約を適用するものとする。

(モニタリング委員会)

第5条 特定のダム等に関するモニタリング調査等について検討を行う必要がある場合には当該ダムごとにモニタリング委員会を設置するとともに学識経験を有する特別委員を置くことができる。

- 2 モニタリング委員会には、委員長を置くこととし、委員長は委員間の互選によってこれを定める。
- 3 委員長はモニタリング委員会の事務を掌理する。
- 4 委員長に事故があるときは、モニタリング委員会に属する委員のうちから委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議 事)

第6条 委員会及びモニタリング委員会は、それぞれの委員長が召集し、委員長が議長をつとめる

- 2 委員会及びモニタリング委員会の会議はそれぞれの委員会に属する委員及び特別委員の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。
- 3 委員会及びモニタリング委員会の議事運営については、それぞれの委員会に属する委員及び特別委員の意見を聞いて定める。
- 4 委員会及びモニタリング委員会は、その議事内容の概要を公表する。

(委員会及びモニタリング委員会の意見)

第7条 委員会は、フォローアップ調査の内容及びその調査結果の分析・評価について、委員の意見を取りまとめ、委員会の意見として述べる。

- 2 モニタリング委員会は、モニタリング調査計画の内容及びモニタリング 調査結果の分析・評価について、モニタリング委員会に属する委員及び特別委員の意見を取りまとめ、モニタリング委員会の意見として述べる。
- 3 委員会は、モニタリング委員会の意見をもって、当該ダム等に係わるフォローアップ調査についての委員会の意見とすることができる。

(情報公開)

第8条 四国地方整備局長等は、委員会及びモニタリング委員会の審議に際し、フォローアップ調査の内容及びその調査結果の分析・評価について説明を行い、委員会及びモニタリング委員会からの求めに応じ、必要な資料を提供するとともに、情報公開に努めることとする。

(事務局)

第9条 委員会の事務を行うため、事務局を四国地方整備局河川部、水資源機構関西・吉野川支社吉野川本部に置く。

(雑 則)

第10条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(付 則)

この規約は平成 8 年 6 月 2 8 日から施行する。

この規約は平成 1 5 年 3 月 4 日に一部改正する。

この規約は平成 1 6 年 3 月 5 日に一部改正する。

この規約は平成 2 9 年 1 2 月 1 日に一部改正する。

この規約は平成 3 0 年 1 2 月 1 7 日に一部改正する。

この規約は令和 4 年 3 月 1 1 日に一部改正する。

この規約は令和 4 年 1 0 月 1 3 日に一部改正する。

この規約は令和 5 年 8 月 2 3 日に一部改正する。

(別 表)

「四国地方ダム等管理フォローアップ委員会」委員名簿

構 成	氏 名	現 職 名
学識経験の ある者 (五十音順)	いし かわ かず お 石 川 和 男	松 山 東 雲 女 子 大 学 名 誉 教 授
	いつ しき けん じ 一 色 健 司	高 知 県 立 大 学 名 誉 教 授
	いの うえ みき お 井 上 幹 生	愛 媛 大 学 大 学 院 教 授
	かわ あい けい ゆう 河 合 慶 有	愛 媛 大 学 大 学 院 教 授
	こう づき やす のり 上 月 康 則	徳 島 大 学 大 学 院 教 授
	なか ざわ じゆん じ 中 澤 純 治	高 知 大 学 地 域 協 働 学 部 准 教 授
	ひ が も と き 比 嘉 基 紀	高 知 大 学 理 工 学 部 講 師
	もり わき りよう 森 脇 亮	愛 媛 大 学 大 学 院 教 授
	よし とみ ひろ ゆき 吉 富 博 之	愛 媛 大 学 教 授

(第5条に基づく野村ダムモニタリング委員会の構成)

「野村ダムモニタリング委員会」委員名簿

構 成	氏 名	現 職 名
学識経験の ある者 (五十音順)	いし かわ かず お 石 川 和 男	松山東雲女子大学名誉教授
	いの うえ みき お 井 上 幹 生	愛媛大学大学院教授
	かわ あい けい ゆう 河 合 慶 有	愛媛大学大学院教授
	なか ざわ じゅん じ 中 澤 純 治	高知大学地域協働学部准教授
	はる た しん すけ 治 多 伸 介※	愛媛大学大学院教授
	まつ い ひろ みつ 松 井 宏 光※	松山東雲短期大学名誉教授
	もり わき りょう 森 脇 亮	愛媛大学大学院教授
	よし とみ ひろ ゆき 吉 富 博 之	愛媛大学教授
オブザーバー	愛媛県土木部河川港湾局長	

※：特別委員を示す。

四国地方ダム等管理フォローアップ委員会組織図

